

2022 DISCLOSURE

名古屋市信用保証協会の現状



まえがき

皆様には、平素より名古屋市信用保証協会に格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

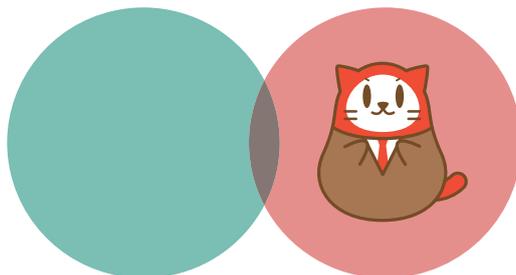
このたび、当協会の取組み内容や事業計画、決算内容等を掲載した、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて、多くの皆様方に、信用補完制度や当協会の取組みについてご理解を深めていただけたら幸いに存じます。

ぜひ、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

名古屋市信用保証協会は、これからも金融機関をはじめ関係機関の皆様方と連携し、名古屋の「**中小企業者の良きパートナー**」として、市内中小企業の皆様への金融支援はもとより、経営・再生支援にも一層取り組み、地域経済や社会の発展に貢献していく所存です。

今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。



CONTENTS

名古屋市信用保証協会の概要	01
信用補完制度について	02
責任共有制度について	03
信用保証のご利用について	04
経営理念等	06
個人情報保護	07
各種支援(経営支援・創業支援)	08
令和3年度の主な取組み	09
業務実績	13
令和3年度～令和5年度中期事業計画	18
令和4年度経営計画	21
機構組織・関連会社	24

名古屋市信用保証協会の概要

名古屋市信用保証協会は、中小企業の皆様が、金融機関から事業資金の融資を受けるときに保証人となる、<信用保証協会法>に基づく公的機関です。

現況

令和4年3月31日現在

■ 根拠法律

信用保証協会法

■ 創立

昭和23年6月30日

■ 所在地

〒460-0008
名古屋市中区栄二丁目12番31号

■ 役員数

理事：16名（常勤4名）
監事：3名（常勤1名）

■ 役職員数

135名

■ 基本財産

340億円

■ 利用企業者数

29,746企業者
名古屋市内の中小企業
約7万7千企業者のうち、
約39%に当協会を
ご利用いただいております。

沿革

- 昭和 ◆ 23年6月
社団法人として設立（全国で5番目）
- 同年8月
名古屋市役所経済局内にて
事業開始
- 24年9月
財団法人に組織変更
- 29年7月
信用保証協会法に基づく
特殊法人に組織変更
- 36年3月
現在地への移転を機にシンボルマーク制定
- 52年8月
保証債務残高1,000億円突破
- 平成 ◆ 3年3月
保証債務残高5,000億円突破
- 19年10月
責任共有制度開始、
電算システム共同化へ移行
- 20年5月
新事務所（社屋立替）にて営業開始
- 同年6月
創立60周年
- 30年6月
創立70周年
- 令和 ◆ 3年3月
保証債務残高1兆円突破

シンボルマーク

Credit（信用）と**Guarantee（保証）**
の頭文字の**C**と**G**を重ね合わせて8の字
を表現することにより、名古屋市の記章
⑧をイメージする他、「円満に発展する」
という意味が込められています。



NCGC

令和3年4月、当協会の英字表記である「**NCGC**」
（**NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION**）
の商標登録を行いました。

オリジナルキャラクター

「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」

平成27年10月、当協会の新たな「顔」として、オリジナルキャラクター「**中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆**」が誕生しました。より一層身近な存在となるよう広報活動や保証推進の場で積極的に活用しています。



信用補完制度について

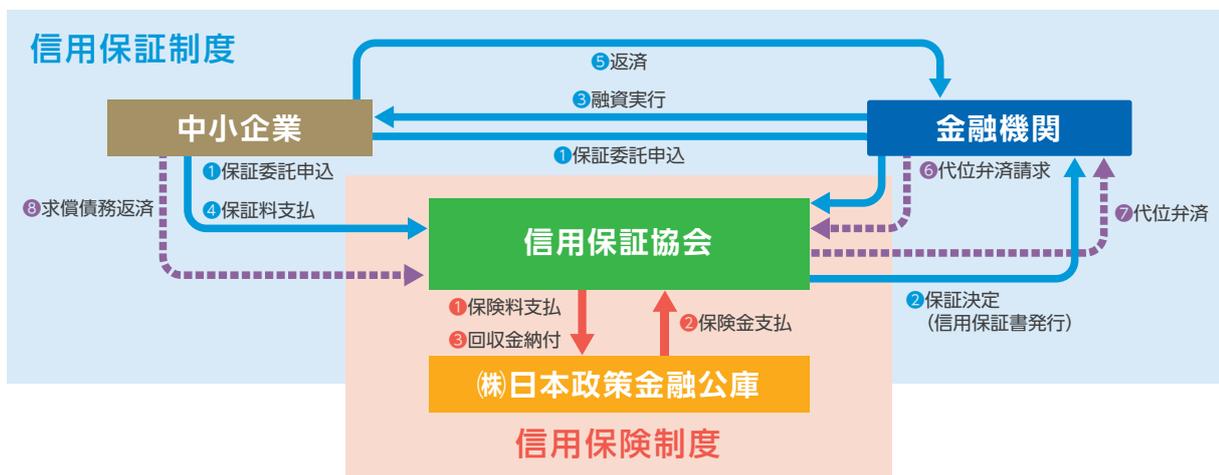
「信用保証制度」と「信用保険制度」の2つの制度を総称し「信用補完制度」と呼んでいます。

信用保証制度

中小企業が金融機関から事業資金の融資を希望する場合に、信用保証協会（以下、「協会」といいます。）が保証人となり借入を容易にし、中小企業の育成を金融の側面から支援する制度です。

信用保険制度

「信用保証制度」を強固なものにするため、代位弁済という協会のリスクを政府全額出資の(株)日本政策金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の保険によりカバーする制度です。



■ 信用保証制度

- 金融機関を経由して協会へ保証の申込みをします。なお、責任共有制度の対象外となる保証については、中小企業から直接協会に申込みすることもできます。
- 審査の結果、適当と認め保証決定した場合、協会は、金融機関に信用保証書を発行します。
- 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業に融資を実行します。
- 融資実行時、中小企業は、所定の保証料を協会に支払います。
- 中小企業は融資条件に従い、金融機関に返済します。なお、条件どおり返済できなくなった場合には、協会は、条件変更の相談に応じます。また、ご希望に応じて経営支援のメニューをご提案します。
- 中小企業が何らかの事情で返済ができなくなった場合は、金融機関は協会へ代位弁済の請求を行います。
- 協会は、この請求に基づき、中小企業に代わって、金融機関に融資の残債務を支払います。
- 協会は、中小企業の実情に応じて求償債権の回収を行います。

■ 信用保険制度

公庫と協会は信用保険契約を締結し、公庫は協会の保証に対して保険を引き受けます。

- 協会は、公庫に対し保険料を支払います。
- 協会が代位弁済した場合、公庫は、代位弁済した金額の一定割合を、保険金として協会に支払います。
- 協会は、中小企業からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

責任共有制度について

「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の支援を行うことを目的とし、平成19年10月に導入された制度です。

責任共有制度の詳細

信用保証協会と金融機関の負担割合

原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。
金融機関は、「責任共有制度」について、次のどちらかを選択して保証付融資を取り扱います。

●部分保証方式

個別融資金額の80%を保証協会が保証する方式

●負担金方式

保証協会ごとに算出される当該金融機関の保証利用実績に応じた一定の負担金を金融機関が保証協会に納付する方式

※特定社債保証、流動資産担保融資保証等一部の保証制度は、責任共有制度の方式に関わらず部分保証となります。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図



対象となる制度

原則として、全ての保証が「責任共有制度」の対象となりますが、制度の対象外となる保証もあります。

■「責任共有制度」の対象外となる主な保証

- セーフティネット保証1号～4号、6号、危機関連保証
- 創業にかかる保証 ■求償権消滅保証 ■小口零細企業保証 など

信用保証のご利用について

ご利用いただける中小企業のかた

- 名古屋市内で現に事業を営んでいる中小企業のかた
- 許認可等を必要とする事業を営むかたは、その許認可等を受けていること
- 資本金(出資の額)または常時使用する従業員数のいずれか一方が、

下表に該当していること(中堅事業者および創業者のかたを対象とした保証制度もあります)

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅行業		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※以下の業種については、下表を適用します。(ただし、特定非営利活動法人(NPO法人)は除きます。)

業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ただし、次のようなかたはご利用いただけません

- 農林漁業・金融業・遊興飲食店の一部・性風俗関連営業等の事業を営むかたおよび非営利団体のかた(特定非営利活動法人(NPO法人)は除きます。)
- 保証協会の代位弁済を受けて、現在求償債務が残存するかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- 借入金(保証付融資に限りません。)について、延滞等の債務不履行があるかた
- 税等の滞納のあるかた
- 粉飾決算を行っているかた
- 許認可等を要する事業を営む中小企業で、許認可等を受けていないかた
- 暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者の介在・介入があるかた
- マルチ商法等、保証協会として育成を支援するのが難しいと判断した業態のかた

など

信用保証のご利用について

保証の対象となる資金

保証の対象となる資金は、中小企業の事業経営に必要な **運転資金**および**設備資金**です。

- 生活資金、住宅資金、投機資金等は対象となりません。
- 設備資金の場合、融資実行後に設備履行が確認できる領収書等の提出が必要となります。

保証限度額

普通保証の場合、2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)となります。

- 当協会以外の信用保証協会での利用残高を合算します。
- 保証制度ごとにも限度額が定められています。

保証期間

普通保証の場合、運転資金10年以内、設備資金15年以内となります。

ただし、無担保の設備資金は、原則10年以内となります。

- 保証制度ごとにも保証期間が定められています。

連帯保証人

原則、法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

なお、経営者保証を不要とする取扱いもあります。

担保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただく場合があります。

信用保証料

信用保証料とは、信用保証協会の保証によって融資を受けられた中小企業のかたが、保証協会をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。信用保証料は、(株)日本政策金融公庫に支払う保険料等信用保証制度を運用する上で必要となる費用に充当されています。

保証料率体系

一部の保証制度を除き、保証料率は中小企業のかたの経営状況に応じ9段階の料率体系となる「リスク考慮型保証料率」となっています。基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有の対象外となる保証の場合は「責任共有外保証料率」が適用されます。具体的な料率は下表の通りとなります。(普通保証の場合)

また、名古屋市融資制度保証等、下表とは異なる保証料率の保証もあります。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※担保を提供した場合、0.10%の割引を適用する保証があります。

※会計参与を設置しており、確定した決算がある場合においては、保証料率から0.10%を割引します。(一部保証を除く)

※セーフティネット保証、創業にかかる保証等一部の保証制度においては、9区分の保証料率体系の対象外となり、経営状況に関わらず一律の保証料率となります。

経営理念

私たちは、**中小企業者の良きパートナー**として
金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、
地域経済や社会の発展に貢献します。

そのため、関係法令等を遵守し、協調性をもって互いに研鑽に励みながら、
健康で幸せを実感できる、活気と働きがいのある組織風土を形成し、
真に信頼される協会の運営を目指します。

経営理念の解説

■ 存在意義

前段部分は、名古屋市信用保証協会の存在意義を表すものであり、中でも「中小企業者の良きパートナー」という概念が中核をなします。また、期待される役割として、中小企業者に対する信用保証による金融の円滑化と経営支援による経営基盤の強化を明記しています。

■ 存在意義の具現化

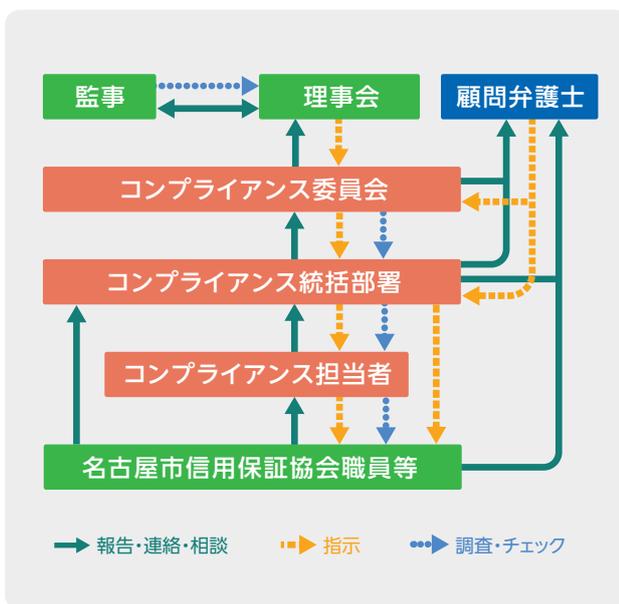
後段部分は、存在意義を具現化するためのビジョンを表しています。名古屋市信用保証協会の目指す経営は、すべての役職員が心身ともに健康で幸せを実感できる「健康・幸せ経営」です。この「幸せ」は、単に温かくて働きやすいというだけでなく、組織目標の達成に向けて果敢にチャレンジし、成果を出すことで達成感を味わうことのできるような、活気と働きがいのある生き生きとしたものでなければなりません。

そのような組織風土を形成していくために、各自が協調性をもって互いに研鑽に励み、ベクトル合わせを行って、同じ方向性を共有する士気の高いチームをつくって欲しいという思いを込めています。

名古屋市信用保証協会 倫理憲章



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

名古屋市信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み適正な個人情報の保護に努めてまいります。

① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

② 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますので、ご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。(平成31年3月12日以降、情報の取得・登録は行っておりません。)

③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ⑥⑦の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

■住所:名古屋市中区栄二丁目12番31号 ■電話番号:052-201-3041 ■部署名:総務部 総務課

各種支援（経営支援・創業支援）

経営支援

事業を続けていく中で、売上減少・資金繰りの困窮などさまざまな問題に直面しているお客様に、以下のような経営支援を行っております。

● 専門家派遣サービス

専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、経営目標の実現や各種課題の解決に向けてサポートします。

専門家の視点で見ることで、自分では気づかないような課題を見つけることができ、課題解決に向けた具体的なアドバイスを受けることができます。

※令和4年7月から、一部お客様の費用負担が発生する場合があります。

● 経営改善計画策定支援事業

経営改善計画（会社が置かれている状況と、今後の中長期的な改善計画を書面にまとめたもの）を自ら策定することが難しい場合に、税理士、中小企業診断士などの国の認定を受けた専門家（認定支援機関といいます。）が計画策定の支援を行います。

● 経営サポート会議

経営改善に取り組む中小企業者と取引金融機関が一堂に会し、意見交換を行うことで、経営改善を図ることを目的としています。関係機関が集まるため、意見交換がスムーズに行えます。

なお、取引機関への呼びかけは当協会が行います。

外部支援機関との連携

■ 愛知県中小企業活性化協議会（令和4年4月、愛知県中小企業再生支援協議会より改組）

再生に向けた取組みを支援する公的機関です。事業再生にかかる各種手法等のご相談に対応します。

■ 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継を課題とする中小企業者に登録専門家を派遣する等、支援を強化します。

創業支援

創業前のお悩み相談から創業計画の作成サポート、創業後のアフターフォローまで、さまざまなサポートを無料で行っております。お気軽にご相談ください。当協会のご利用の流れは、以下の通りになります。

1 創業前のお悩み相談

当協会担当者が独立開業におけるさまざまなお悩みに親身に対応いたします。計画が具体化してなくてもかまいません。お気軽にご相談ください。

2 創業計画の策定サポート

創業計画の作成は、創業に関する考えを再点検することにつながり、事業をスムーズに軌道に乗せることにも役立ちます。

3 創業資金の借入サポート

これから創業されるかたや創業後間もないかたを対象とした、固定・低金利の保証制度をご用意し、創業資金のお借入のサポートをいたします。

4 創業後のサポート

事業を始めると、さまざまな経営課題が生じます。当協会にご相談いただければ、中小企業診断士などの専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをさせていただきます。

当協会をご利用いただくメリット

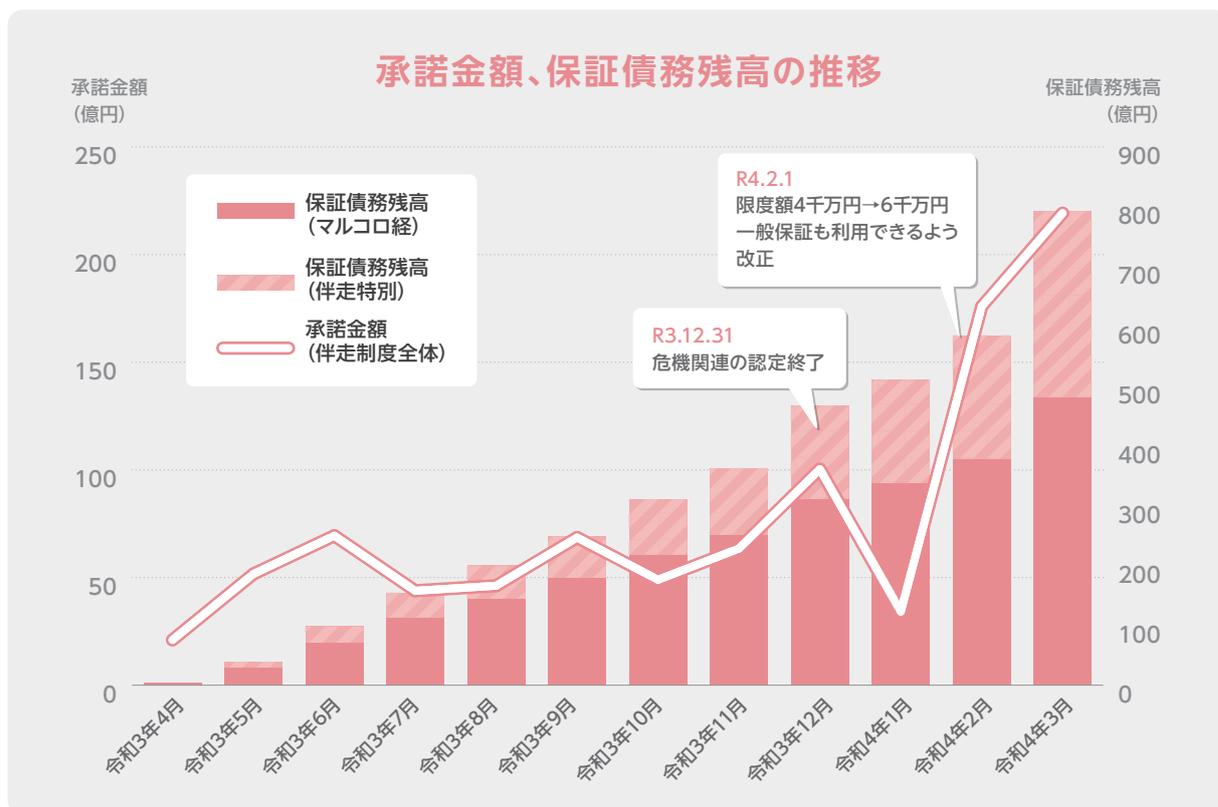
- 名古屋市新事業支援センターと連携し、創業の計画段階からサポートいたします。
- 創業保証をご利用いただいたお客様は、当協会登録専門家による経営診断を無料で受けることができます。（最大10回まで専門家を派遣いたします。）

令和3年度の主な取組み

金融支援

伴走支援型特別保証制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的とする伴走支援型特別保証制度(伴走特別)とナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金(マルコ経)を創設しました。令和3年度の伴走支援関連保証制度の保証承諾件数は3,701件、保証承諾金額は942億83百万円となりました。



創業支援

創業セミナー「起業のBEFORE→AFTERって?」の開催

令和3年11月、名古屋市及び公益財団法人名古屋産業振興公社との共催で、創業セミナー「起業のBEFORE→AFTERって?」を開催しました。先輩起業家を講師として招き、起業に関する貴重なお話を伺い、当協会からも創業支援策をご案内いたしました。コロナ禍の収束が見通せないなか、オンラインとリアルというハイブリッド環境での開催ではありましたが、起業に関心のある方を後押しするセミナーとなりました。



創業者向けオンライン相談窓口の開設

令和3年8月、新型コロナウイルス感染症の影響から協会窓口での相談を見合わせている方にもお気軽にご相談いただけるよう、創業者向けオンライン相談窓口を開設しました。事業を営んでいない方(名古屋市で開業予定)、名古屋市内にご住所がある方、信用保証の対象となる方を対象に、当協会ホームページのオンライン窓口予約フォームより、個人情報や相談内容、相談希望日等を入力していただき、Web会議システム「jinjerミーティング(ジンジャーミーティング)」を使用し、当協会担当者が創業におけるさまざまなご相談を承っております。

経営支援

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)利用者のうち、返済据置中の先へのプッシュ型経営支援開始

従来の返済緩和先に対する経営支援に加え、令和3年7月より、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金(ゼロゼロ融資)を利用した先のうち、正常先であっても返済据置中の先に対して、先回りした経営支援を開始いたしました。

支援候補先は、総花的ではなく過去の経営支援の経験から抽出し選定しており、今後も企業訪問・専門家派遣等による支援を充実させていきます。

「待ったなし!中小企業の事業承継セミナー」の開催

令和4年2月、日本政策金融公庫、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター及び公益財団法人名古屋産業振興公社新事業支援センターとの共催で、「待ったなし!中小企業の事業承継セミナー」を開催しました。オンラインでの開催にも関わらず、終了後は参加者から質問や問い合わせを受けるなど、中小企業の方に事業承継・後継者問題を意識していただく良いきっかけとなりました。事業承継は解決までに時間を要する課題であり、当協会は今後もセミナーをはじめ「気づき」を提供する施策を実施していきます。

その他

お客様総合相談窓口の設置

当協会では従来から中小企業者の金融相談、創業、経営支援及び事業承継等に関するご相談について各部署にて対応してまいりましたが、令和3年4月、協会内各部署が横断的に連携しお客様の様々な相談にお応えすることができるよう相談対応を一体化した「お客様総合相談窓口」を設置いたしました。

お客様
総合相談窓口

■電話番号 052-212-3011 ■住所 名古屋市中区栄二丁目12番31号

保証書電子化の取扱いを開始

令和3年8月より、一部の金融機関を対象に信用保証書の電子化の取扱いを開始しました。この取り組みは、融資の迅速な実行につながるだけでなく、金融業務の電子化・ペーパーレス化への対応や、事務負担や紛失リスクの低減、情報管理の安全性の向上など様々な利点があります。当協会は今後も他の金融機関にも電子化を推奨し、お客様の利便性向上に向けて、資金需要に対しより迅速に対応できるよう努めてまいります。

令和3年度の主な取組み (SDGs)

SDGs宣言と取組方針

当協会は、令和3年1月6日、SDGs宣言を行いました。

国連が提唱するSDGs (持続可能な開発目標) の趣旨は、当協会の経営理念に通じるものであり、宣言内容を実現するため「経済課題」・「社会課題」・「環境課題」への取組方針を制定し、当協会の事業活動等を通じてSDGs推進の取組みを行います。

SDGs宣言



SDGs取組方針

1 経済課題への取組み

(1) 信用保証

- ① 中小企業者のニーズやライフステージに応じた信用保証による資金繰り支援等を通じて金融の円滑化に貢献します。
- ② 自然災害や経済危機発生時には、セーフティネット機能として中小企業者を支援します。

(2) 経営支援

事業承継・経営改善などの経営課題に対し各種経営支援を通じて中小企業者の成長・発展に貢献します。

(3) 創業支援

創業者や創業間もない方に対する支援を推進し、地域経済の活性化に貢献します。

(4) 関係機関との連携

金融機関、中小企業支援機関、名古屋市との連携を深め、地域経済の持続的な発展に貢献します。

2 社会課題への取組み

(1) 地域貢献

社会福祉事業への参加や起業マインド醸成事業への協賛等を通じて地域とコミュニケーションを図り、まちづくりの発展に貢献します。

(2) 人材の活躍

働き方改革や女性の活躍推進、仕事と子育ての両立支援等を目指すとともに、職員の能力向上を図り、多様な人材が活躍できる職場環境を実現します。

3 環境課題への取組み

環境に配慮した事業活動を推進するとともに、SDGs債への投資等を通じ、持続可能な地球環境の保全に貢献します。

経済課題への取組み

● SDGs関連保証制度の創設

令和3年5月12日、名古屋市による「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」の設置とともに、当協会独自保証制度「SDGs推進保証なごや」を創設しました。併せて、令和3年4月より取扱を開始した「SDGs型特定社債保証」の要件の一つに同プラットフォーム会員であることを追加しました。

当協会は同プラットフォームの連携パートナーとして参画しており、名古屋市におけるSDGsの情報発信や普及啓発に取組んでいます。

上記2制度は、名古屋市内でSDGs推進に取組む企業を支援する保証制度となっており、令和3年度の承諾件数は合計で362件、承諾金額は142億40百万円となりました。



● SDGsフェスティバルin名古屋丸の内への参加

令和3年11月、東京海上日動火災保険株式会社が主催する「第2回SDGsフェスティバルin名古屋丸の内」へ参加しました。

当協会は同フェスティバルの中で開設される、「SDGsテラス」(SDGsに取り組んでいる企業の活動をパネル展示で紹介するコーナー)に出展し、パネル設置及びチラシ配布により、SDGs推進の取組みを紹介しました。

また、同フェスティバルで開催される「SDGsセミナー」などにも参加し、SDGsに関する理解を深めました。



社会課題への取組み

● Tongali アイデアピッチコンテストへの参加

令和3年11月、「Tongaliアイデアピッチコンテスト2021」にサポーターとして参加しました。同コンテストは、大学の学部生や大学院生・ポストドクターが、創業に繋がるアイデア等についてプレゼンテーションを行うものであり、当日は、予選会を通過した名古屋大学をはじめ17チームが参加しました。当協会からは、優秀と思われる1チームにサポーター賞「名古屋市信用保証協会賞」を贈呈いたしました。

当協会は、今後も大学等との連携を重ねながら地域貢献の一助になるよう活動していきます。



● 人材の活躍推進

当協会ではすべての役職員が心身ともに健康で幸せを実感できる「健康・幸せ経営」を目指すとともに、「名古屋市信用保証協会の女性活躍・子育て支援プログラム」を策定し、働き方改革や女性活躍推進等を通しワーク・ライフ・バランスを推進することで、多様な人材が活躍できる環境づくりの実現に取り組んでいます。

当協会が
取得している認定等

- 健康優良企業 銀の認定
- あいち女性輝きカンパニー
- 愛知県ファミリー・フレンドリー企業
- 名古屋市女性の活躍推進企業
- 男性育休100%宣言



環境課題への取組み

● プロギングへの参加

令和3年12月、名古屋市SDGs推進プラットフォーム会員限定の「プロギング」へ参加しました。プロギングとは、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しいフィットネスであり、走って健康に、拾ってエコに、環境と健康の両方にやさしいSDGsを体現できる新しいスポーツです。当日は晴天にも恵まれ、主催者の挨拶に始まり、準備運動やプロギングの趣旨の説明、走りながら地面に落ちているゴミを拾うコツの伝授を受けた後、レベルごとに3チームに分かれて出発しました。結果、全部で35キロのゴミを回収することができました。



● FSC認証紙やベジタブルオイルインキの使用

当協会ではポスター等の広報物を作成する際、適切な管理が行われている森林から産出された木材から作られたFSC認証紙や、再生産可能な植物から生産された油等から作られたベジタブルオイルインキなど、環境に配慮した紙やインキを使用することで環境課題へ取り組んでいます。



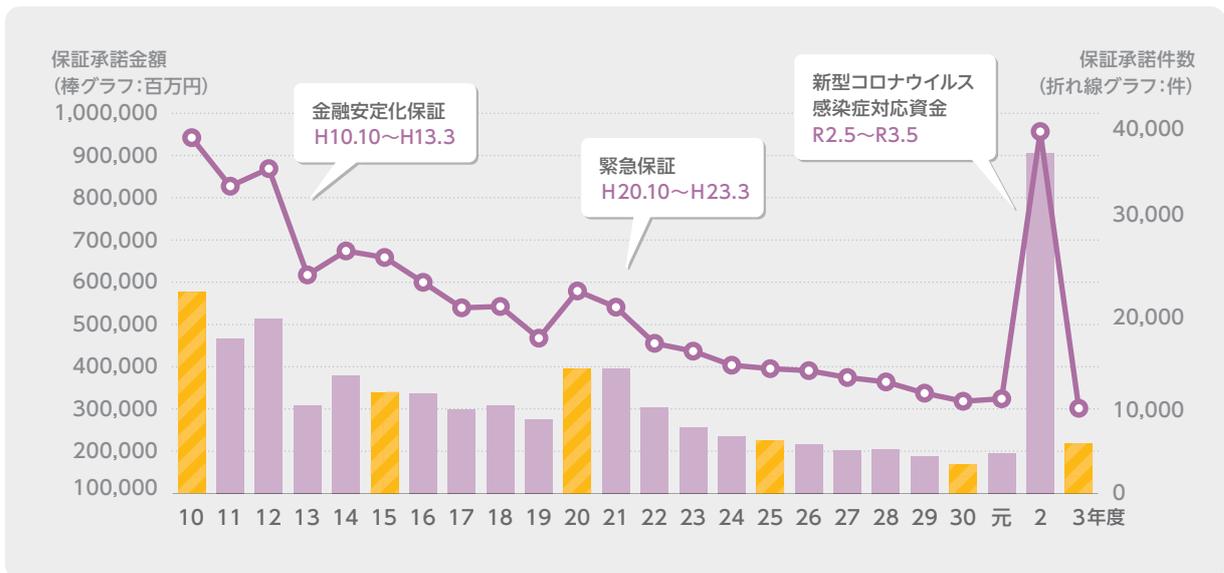
業務実績 (令和3年度)

保証承諾

★伴走支援型特別保証制度など新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を活用し適時適切な保証対応に努めましたが、資金需要が比較的落ち着いたことにより、2,187億27百万円(対前年度実績比24.1%)となりました。

(単位:百万円)

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	39,306	26,072	22,370	13,786	10,182	10,457	39,985	9,406
金額	576,797	340,430	395,525	226,108	169,713	196,273	906,912	218,727

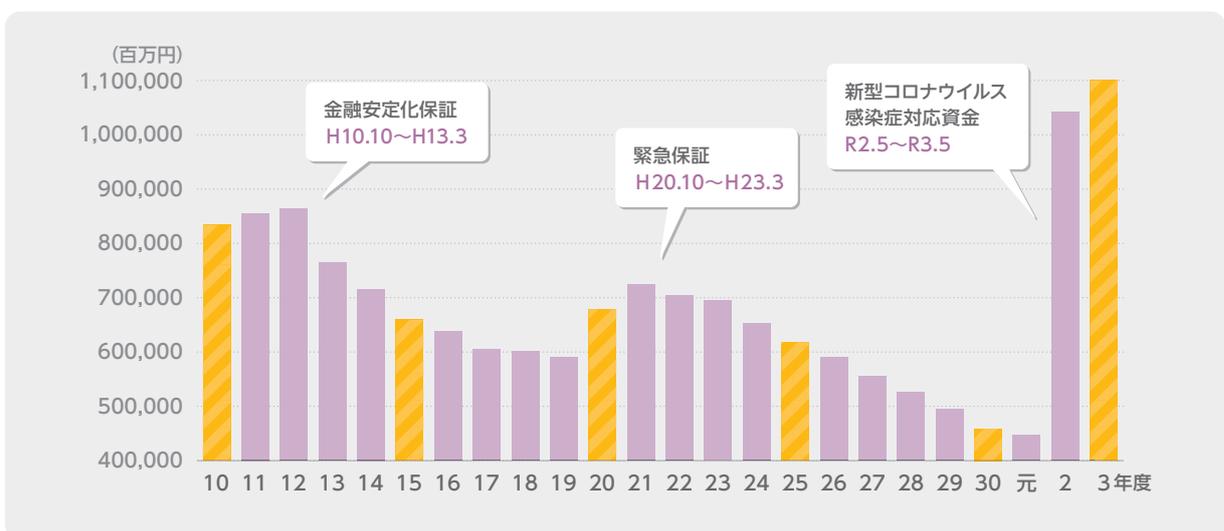


保証債務残高

★期末保証債務残高は、1兆1,000億33百万円(対前年度実績比105.5%)となりました。

(単位:百万円)

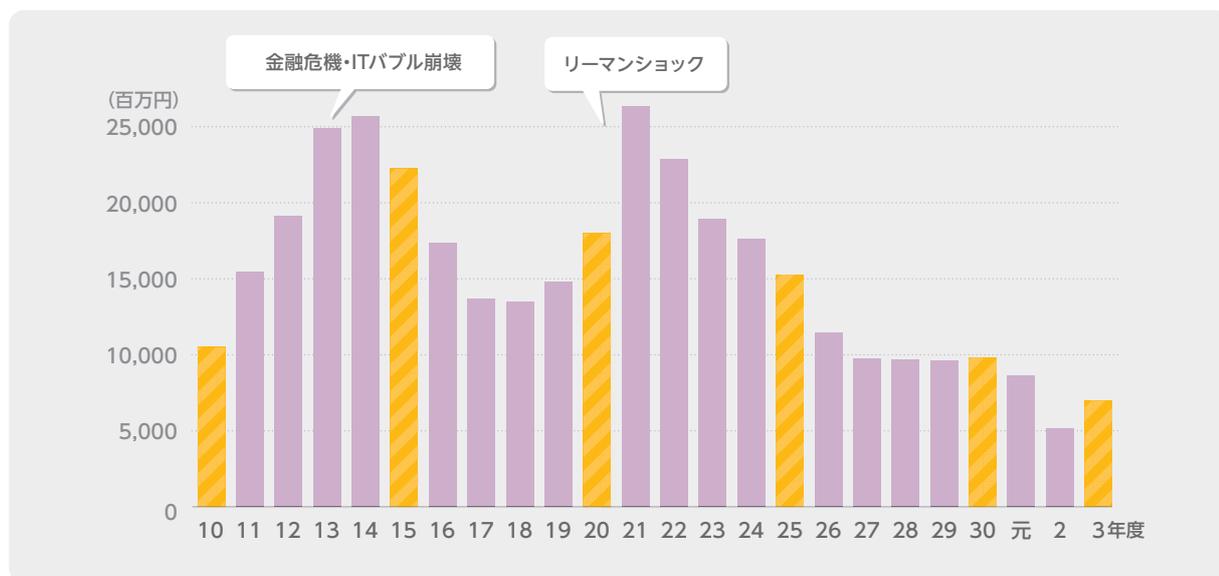
	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(期末)	80,117	66,697	55,477	49,369	38,724	36,450	59,641	61,895
金額(期末)	834,259	659,241	678,581	618,291	458,817	446,452	1,042,763	1,100,033



代位弁済

★積極的な資金繰り支援助と柔軟な条件変更対応等に努めましたが、69億90百万円（対前年度実績比136.4%）となりました。
（単位：百万円）

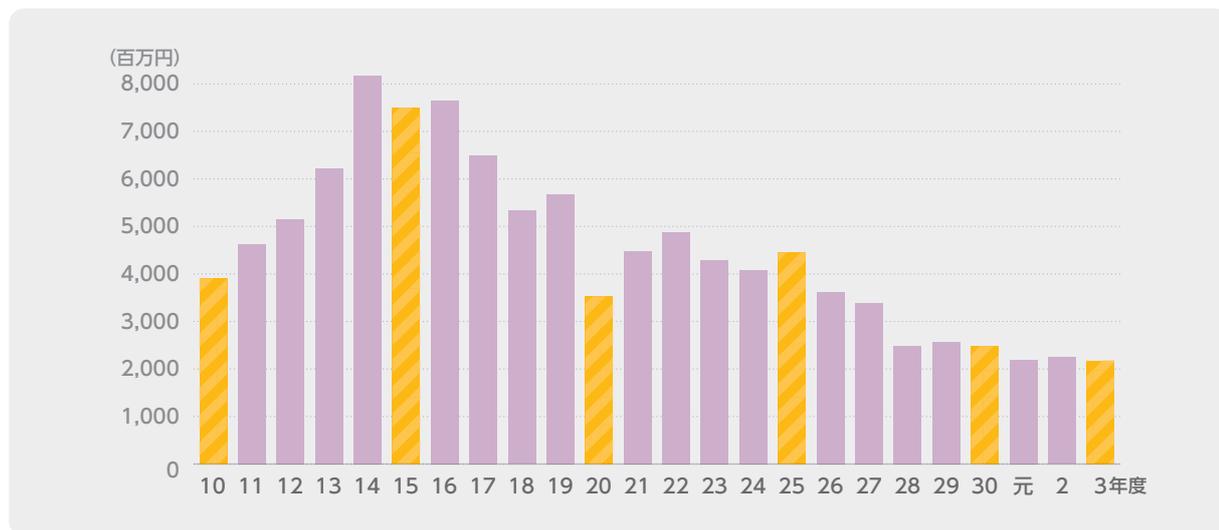
	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	1,142	2,184	1,648	1,229	785	693	392	422
金額	10,500	22,246	17,990	15,271	9,809	8,598	5,126	6,990
平残代弁率	1.46%	3.26%	2.93%	2.42%	2.08%	1.93%	0.61%	0.64%



回収(総回収)

★担保や第三者保証人を徴求していない回収困難な求償権の累増等回収環境が厳しい中、効率的かつ積極的な回収に取り組んだ結果、回収総額21億80百万円（対前年度実績比96.2%）となりました。
（単位：百万円）

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
金額	3,906	7,499	3,528	4,451	2,479	2,198	2,265	2,180



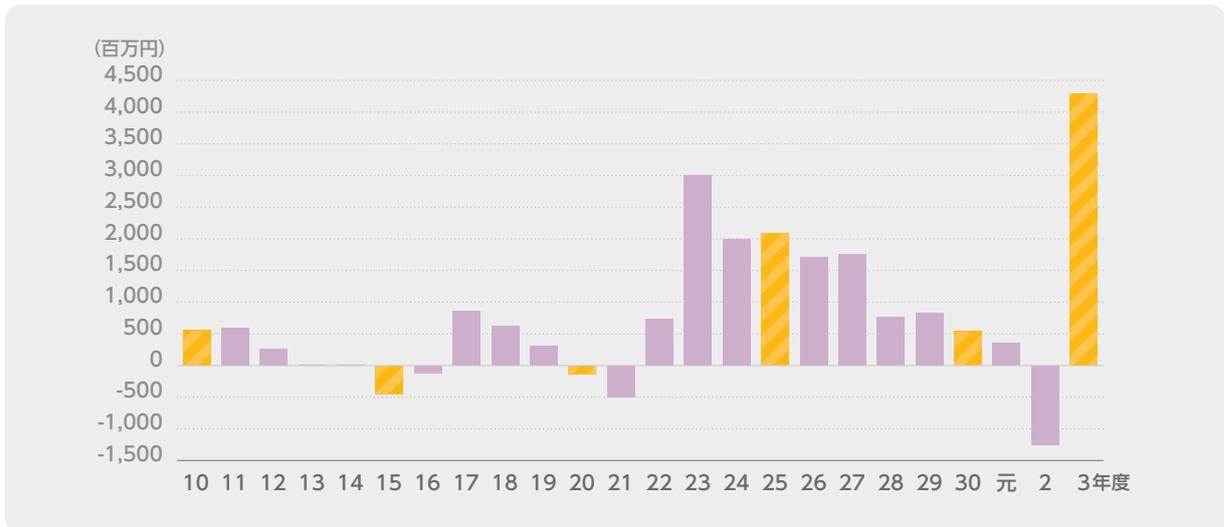
業務実績 (令和3年度)

収支

★年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は42億93百万円となりました。

(単位:百万円)

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
金額	533	▲448	▲132	2,083	536	352	▲1,245	4,293



財務内容

収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日) (単位:千円)

科目	金額
経常収入	11,540,279
保証料	10,287,347
運用資産収入	207,934
責任共有負担金	943,660
その他	101,337
経常支出	6,512,619
業務費	1,675,217
信用保険料	4,483,026
責任共有負担金納付金	339,792
雑支出	14,584
経常収支差額	5,027,660
経常外収入	13,123,121
経常外支出	13,857,881
経常外収支差額	△734,760
当期収支差額	4,292,900
収支差額変動準備金取崩額	0
基本財産繰入額	2,146,450

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	436	基本財産	33,982,239
預け金	37,130,655	基金	7,641,016
金銭信託	9,000,000	基金準備金	26,341,223
有価証券	38,111,892	制度改革促進基金	0
その他有価証券	2,175	収支差額変動準備金	8,381,723
動産・不動産	906,990	責任準備金	6,627,622
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	960,809
保証債務見返	1,100,033,182	退職給与引当金	1,474,261
求償権	2,827,507	損失補償金	0
譲受債権	0	保証債務	1,100,033,182
雑勘定	2,010,225	求償権補てん金	0
未経過保険料	1,962,784	借入金	0
その他	47,441	雑勘定	38,563,226
		未経過保証料	38,044,858
		その他	518,367
合計	1,190,023,063	合計	1,190,023,063

※数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

業務実績 (用語の図解)

収支計算書

支出

<経常支出>

■ 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)を計上しています。

■ 責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金のうち、日本政策金融公庫に一部納付する分です。

業務費
(17億円)

信用保険料
(45億円)

責任共有負担金
納付金 (3.4億円)

その他

<経常外支出>

■ 求償権償却

年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額を計上しています。

■ 責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積立しています。

■ 求償権償却準備金繰入

代位弁済によって生じた求償権の固定化を防ぎ、経営の健全性を維持するため、一定の割合を積立しています。洗替方式のため、前年度計上したものは戻入が行われます。

■ 当期収支差額

いわゆる「当期利益」であり、ここから収支差額変動準備金及び基金準備金に積立が行われます。

求償権償却
(63億円)

責任準備金繰入
(66億円)

求償権償却準備金繰入
(9.6億円)

その他

当期収支差額
(43億円)

収入

<経常収入>

■ 保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)を計上しています。

保証料
(103億円)

預け金利息・有価証券
利息配当金 (2.1億円)

責任共有負担金 (9.4億円)

その他

■ 責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

<経常外収入>

■ 責任準備金戻入

将来発生する不測の事態に備え、一定の割合を積立しています。洗替方式のため前年度計上したものは戻入が行われます。

責任準備金戻入
(63億円)

求償権償却準備金戻入
(11億円)

求償権補てん金戻入
(56億円)

その他

■ 求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、地方自治体等から受領した損失補償補てん金を戻入しています。

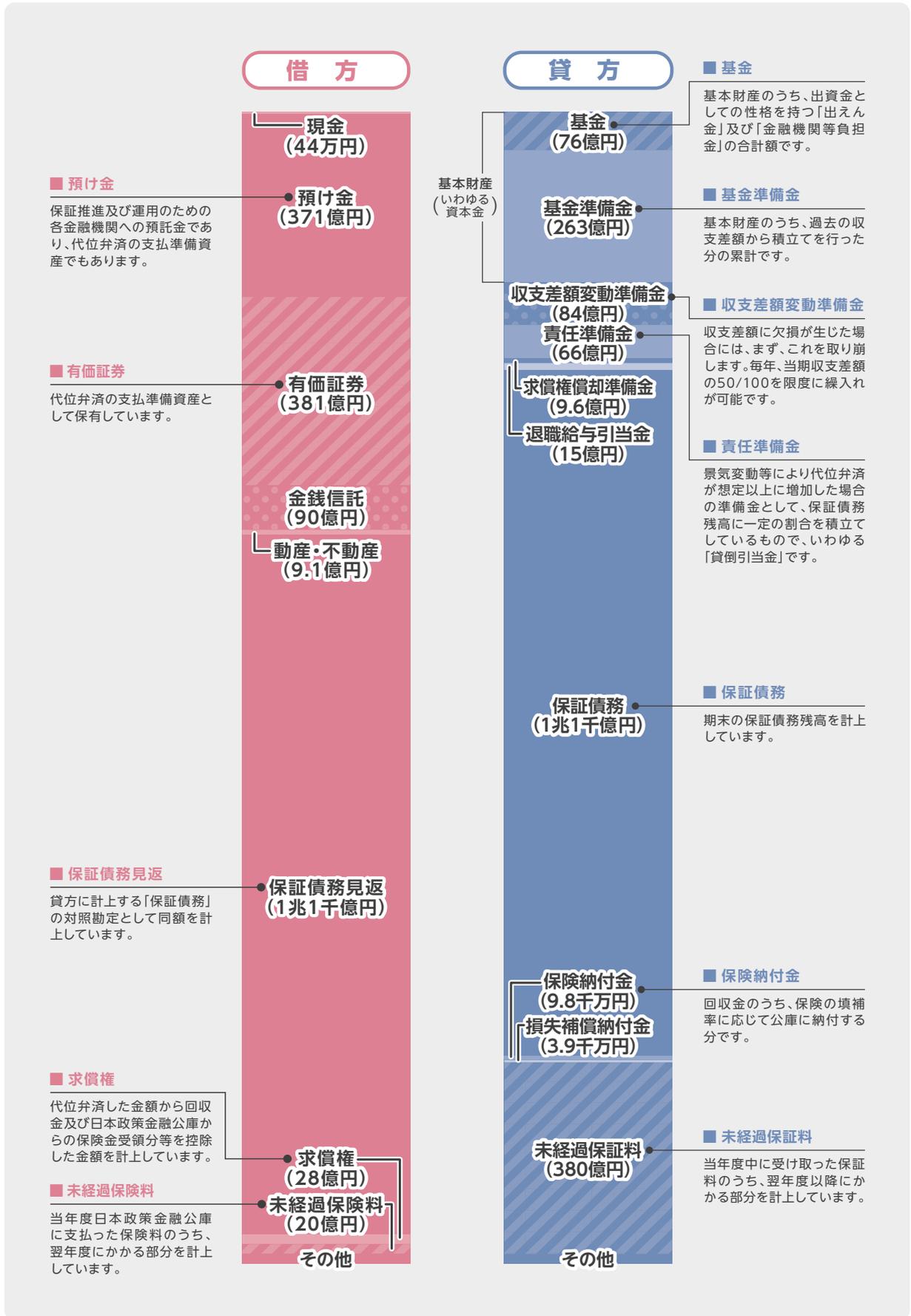
収支差額変動準備金
取崩額 (0円)

■ 収支差額変動準備金取崩額

収支差額に欠損が生じた場合に取崩します。

業務実績 (用語の解説)

貸借対照表



保証部門

金融機関との緊密な連携及び適切な役割分担の推進

金融機関との対話により中小企業者に対する支援方針を把握し、中小企業者の状況に応じた金融機関との適切な役割分担を通じて各種保証の利用を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等の資金調達の円滑化を図る。

名古屋市・金融機関等との連携を通じたSDGs・地方創生等の推進

名古屋市、金融機関及び関係機関との連携・協調を通じて、借換保証による正常化支援を推進するとともに、地域の課題に対応した保証制度の充実や創業保証の利用促進により、SDGs・地方創生等の推進に努める。

保証審査能力の向上

職員の目利き・事業性評価能力の向上を図る。

経営支援部門

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなど厳しい経営環境にある中小企業者の課題に応じた適切な経営支援及び事業再生支援

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経営課題を有する中小企業者に対し、金融機関と連携し、専門家派遣などを通じて経営支援を行う。
- ② 金融機関及び保証・条件変更部門との連携を強化し、返済条件緩和先に対する借換保証等の正常化支援を推進する。
- ③ 金融機関や中小企業者との対話の機会を増やし、実態の把握に努め、ライフステージや事業承継などの経営課題に合わせた個社支援メニューの充実を図る。
- ④ 金融機関からのモニタリング報告の分析、企業訪問や専門家派遣によるモニタリングの実施により、借換正常化や経営改善状況等経営支援の効果を経営支援データとして蓄積し、定量的な効果検証をしていくための試行、準備を行い、より効果的な経営支援につなげる。

関係支援機関との連携強化による経営支援

愛知県中小企業再生支援協議会を始めとする関係支援機関との情報交換を密にし、各種経営支援手法を活用した経営支援及び事業再生支援に取り組む。

創業支援等の拡充

- ① 名古屋市や関係機関と連携し、創業予定者を対象とした創業支援セミナーや説明会等の開催により起業マインドを醸成するとともに、事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に貢献する。
- ② 創業保証利用先に対し適時モニタリングを実施し、必要に応じて適切な専門家を派遣するなど、経営の安定や成長に向けたフォローアップ支援を継続する。

令和3年度～令和5年度 中期事業計画

期中管理部門

期中支援の強化

- ① 返済条件緩和先のうち、返済正常化の見込みがある先については、金融機関と連携し、借換えによる正常化を積極的に支援する。
また、当面返済正常化が見込めない先については、引き続き条件変更にて柔軟に対応するとともに、必要に応じて経営支援部門と連携し、当該中小企業者に対して各種経営支援手法を提案し、経営改善及び正常化へつなげる。
特に、新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度を利用し、据置期間の終了により返済開始となる先については、その資金繰り等個別の事情をも考慮し、的確に対応する。
- ② 延滞等による事故報告受領先については、企業訪問等により実態を把握するとともに、条件変更対応を含む返済正常化を支援する。
なお、結果的に返済困難と判断される先については、金融機関と連携して速やかに代位弁済手続きを行い、当該中小企業者と関係人の早期の再生を支援する。

代位弁済の抑制

融資実行後早期に返済条件緩和や代位弁済に至った案件について、関係部署合同の事例研究会を開催して経緯・原因等を検証し、代位弁済の抑制につなげる。

回収部門

状況に応じた経営支援・再生支援

- ① 誠実に返済を継続している事業継続中の債務者に対しては、再チャレンジの目線を取り入れ事業再生への取組みを支援し、金融機関との取引を再開させるための経営支援を行う。
- ② 誠実に返済を継続している保証人に対しては、その資力に応じた一定の弁済がなされた場合には、残りの保証債務を免除するなど個々の実情をきめ細かくフォローし柔軟な対応を進める。

状況に応じた回収

- ① 新規の求償権案件については、速やかに調査・折衝を行い関係人の状況をいち早く把握して回収方針を決定するなど、早期着手による回収の最大化を図る。
- ② 債務者等関係人との対話の機会を増やし、個々の資産・収入・生活状況を踏まえた柔軟な回収を進める一方、返済のない不誠実な債務者に対しては、適宜有効な法的措置を講じ強力に返済開始を促す。

回収の効率化

法的整理が終了するなど回収見込みのない求償権については、速やかに管理事務停止及び求償権整理を実施して、回収見込みのある求償権に注力し回収事務の効率化を図る。

人材の育成

顧問弁護士による勉強会や外部研修による法的知識の向上だけでなく、関連部署や関係支援機関とも連携し、事業再生等今後の指針を債務者等にアドバイスできる人材を育成する。

その他間接部門

ガバナンスの強化

コンプライアンス・プログラムに基づき研修を実施し、その効果や遵守状況の確認・検証を行うなど、コンプライアンスの継続的な強化を図るとともに、内部検査の実施や事務マニュアルの定期的な整備を行い、リスクマネジメントの意識向上とリスク低減を図り、リスク管理を徹底するなど、ガバナンスの強化に努める。

危機管理体制の強化

感染症の蔓延や天災地変、システム障害等の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応するため、危機管理規程・事業継続計画等の周知徹底、不断の見直し、継続的な教育・訓練及びその検証を行うなど危機管理体制の強化に努める。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、関係機関との連携強化に努めるとともに、各種ツールを活用し、不正利用や詐欺的行為の未然防止を図る。

ハラスメントの防止及び健康経営の推進

働きやすい職場環境づくりに向け、パワーハラスメントを始めハラスメントにかかる周知啓発を強化し、未然防止に努める。

また、職員が健康で業務に取り組めるよう、時間外労働の削減やメンタルヘルスケアなどにより健康経営を推進する。

広報活動の充実

既存の広報だけでなく、適宜新しい広報手段を検討しつつ、積極的かつタイムリーに情報発信を行い、協会の存在感を高めるとともに、事業活動等の理解の促進を通じて信頼の向上に努める。

人材の活躍推進

- ① 意欲と能力のある人材を確保し、研修等を通じて職員の業務遂行能力の向上、コミュニケーションスキル及び支援マインドの醸成を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨、支援することにより、職員のさらなるレベルアップを図る。
- ② 働き方改革や女性活躍を推進し、仕事と育児・介護の両立を支援するなどワークライフバランスが図られ、多様な人材が能力を向上・発揮し活躍できる働きやすい職場づくりに努める。

業務の効率化等

- ① 業務評価制度、業務改善・新商品等提案制度などにより、職員の意欲・意識の向上を図るとともに、デジタル化など一層の業務効率化に取り組むことで生産性向上、経費削減を図る。
- ② 保証利用状況や各種保証制度等を分析・検討し、資金ニーズに対応した保証制度の創設等を行うとともに、保証申込の電子化を始めとしたデジタル化に取り組み、保証利用環境の整備・向上に努める。

SDGsの推進

信用保証をはじめとした事業活動や社会貢献活動、環境保全の取組み等を通じてSDGsの推進を図ることで、「SDGs未来都市」名古屋の発展に貢献する。

地方創生等への貢献

大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協力等の取組みを実施するとともに、職員一人ひとりが協会を代表する意識の下情報発信を行い、地方創生等に一層の貢献を果たす。

令和4年度経営計画

保証部門

保証承諾計画額 **2,100億円** 対前年度実績比 **96.0%**

金融機関との対話を通じた連携強化による中小企業者の経営改善・生産性向上

- ① 金融機関との情報交換、意見交換を通じて対話を深め、連携・信頼関係を一層強化することで、新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい経営環境にある中小企業者への支援体制の強化を図る。
- ② 金融機関との対話を通じて、中小企業者に関する支援方針や情報を収集・蓄積することにより、認識の共有化を図りつつ、金融機関と連携・協調した適切な役割分担を通じて、中小企業者に即した保証制度を提案し、資金繰り支援の推進に努めるとともに、経営支援部門と連携し、中小企業者の課題に応じた経営支援に取り組む。

金融機関・名古屋市等との連携によるSDGs・地方創生等への貢献

- ① 国や名古屋市の政策保証を活用・推進して、借換保証による返済条件緩和先への正常化支援や、経営改善に努力している先に対して実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応により資金繰り支援に努める。また、事業承継関連の保証制度を活用し、中小企業者の円滑な事業承継を支援する。
- ② 金融機関や関係機関と連携を密にしてSDGs関連保証及び創業保証の利用を促進し、SDGsの推進及び地域における創業を支援していく。
- ③ 金融機関や名古屋市と連携し、保証制度の創設や見直しを行い、地域の課題やニーズに対応した保証制度を充実、発展させてお客様目線に立った利便性及び満足度の向上を図る。
- ④ 金融機関や関係機関と連携した各種中小企業関連フェア等へ積極的に参加し、保証制度の周知を図るなど、当協会の存在意義を示す。

職員の目利き能力等の向上

研修や事例研究会等を通じて職員の目利き能力・事業性評価能力等企業診断能力を高めるとともに、中小企業者の実情を考慮した保証審査に努める。

経営支援部門

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなど厳しい経営環境にある中小企業者の課題に応じた適切な経営改善及び事業承継支援

- ① 国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業及び名古屋市の「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金利用者への経営支援事業補助金」事業を活用しつつ、金融機関や関係支援機関との連携を強化し、伴走型の経営支援を行う。ダイレクトメール等により当協会の経営支援を改めて周知するとともに、金融機関からのモニタリング報告を活用し経営支援を必要とする先に対し、企業訪問により現状把握、アドバイス等を行い、必要に応じて専門家派遣による個別診断や経営改善計画の策定、計画策定後のフォローアップ支援を行う。
- ② 返済条件緩和先の借換保証による正常化や経営者保証解除等のニーズや課題解決に適した専門家とともに中小企業者を訪問し、金融機関と連携して適切な経営支援を行う。特に、伴走型の金融支援・経営支援を一体的に進める観点から関係部署との連携を強化する。
- ③ 事業承継が課題と思われる中小企業者に、「気づき」を提供する目的で事業承継にかかる支援内容を周知し、必要に応じて専門家を派遣するほか、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携した支援を強化する。また、中小企業者が抱える課題解決のための各種セミナーを開催する。
- ④ 経営支援先への専門家派遣終了後、定期的にモニタリング訪問し、経営改善状況を定性面及びローカルベンチマークにおける財務指標等を活用した定量面から検証し、検証結果を今後の経営改善支援に活用する。

関係支援機関との連携強化による事業再生支援

- ① 愛知県中小企業活性化協議会等との連携、「あいち企業力強化連携会議」・「ノウハウ共有分科会」の開催を通じて関係支援機関における支援情報を共有するとともに、「愛知県中小企業再生ファンド」への出資を通じ、地域全体での経営支援・再生支援に取り組む。
- ② 「経営サポート会議」を適宜開催し、取引金融機関や関係支援機関との連携・協力により、中小企業者の経営改善及び事業再生への支援を行う。
- ③ 再生意欲と可能性のある中小企業者に対しては、保証部門及び回収部門と連携し、求償権消滅保証により企業再生を図る。

創業支援の拡充

- ① 創業予定者に対し、創業準備から創業計画の策定、資金調達等のアドバイスまできめ細やかな支援に取り組むとともに、名古屋市や関係機関と連携しつつ、創業に関する各種セミナーや説明会等を開催し、起業マインドの醸成を図る。
また、女性創業者への支援を行うため部署横断的な「女性創業者支援チーム」を創設する。
- ② 創業保証利用後間もない中小企業者に対しては、定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて適切な専門家を派遣するなど、経営の安定に向けたフォローアップ支援により、事業の成長を後押しする。

期中管理部門

代位弁済計画額 **85億円** 対前年度実績比 **121.6%**

期中支援の強化

- ① 返済条件緩和先のうち、返済正常化の見込みがある先については、金融機関と連携し、借換えによる正常化を積極的に支援する。
また、当面正常化が見込めない先については、条件変更にて柔軟に対応するとともに、必要に応じて経営支援部門と連携し、当該中小企業者に対して各種経営手法を提案し、経営改善及び正常化へつなげる。
特に、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）利用者の多くが、令和5年度から令和6年度にかけて据置期間が終了となることから、令和4年度から同制度利用者の資金繰り等、個々の事情に配慮した的確な対応を行う。
- ② 延滞等による事故報告受領先については、金融機関と連携して企業訪問等により実態を把握するとともに、条件変更を含む返済正常化を支援する。
法的整理先等、代位弁済回避が困難と判断される先については、金融機関と連携して迅速かつ適切に代位弁済手続きを行い、当該中小企業者と関係人の早期事業再生及び生活再生につなげる。

代位弁済の抑制

期中支援の強化を図るとともに、融資実行後早期に返済条件緩和や代位弁済に至った案件について、関係部署合同の事例研究会を開催して経緯・原因等を検証し、代位弁済の抑制につなげる。

回収部門

実際回収計画額 **16.2億円** 対前年度実績比 **75.8%**

早期着手・早期回収

- ① 新規の求償権案件については、速やかに調査・折衝を行い、関係人の状況をいち早く把握して回収方針を決定するなど、早期着手による早期回収を図る。
- ② 代位弁済後の督促に対して、返済も連絡もない不誠実な債務者・保証人に対しては、時機を逸することなく有効な法的措置を講じ、早期の返済開始を促す。特に有担保求償権については、事業継続中か否かに配慮しつつ、担保物件の任意売却や不動産競売等により早期回収に努める。

事業者等の再生支援

- ① 事業を継続しながら誠実に返済を進めている債務者には、事業再生への取組みを支援し、求償権消滅保証などにより、金融機関との取引を再開するための経営支援を行う。
- ② 事業が継続されていなくとも、誠実に返済をしてきた保証人からの申し出があり、その資力に応じた一定の弁済がなされた場合には、一部弁済による連帯保証債務免除を行うなど、個々の実情をよりきめ細かくフォローし、保証人に寄り添った支援を行う。

回収の効率化

法的措置が終了するなど回収見込みのない求償権については、速やかに管理事務停止及び求償権整理を実施して、回収見込みのある求償権へ注力し、回収事務の効率化を図る。

その他間接部門

内部統制の態勢強化

内部統制については次の4つを重点項目とし、業務マニュアル等の整備、研修、情報発信等を行い、役職員の意識と知識の向上に努めるとともに、PDCAサイクルを実践することにより態勢の強化を図る。

- 【コンプライアンスの遵守】コンプライアンス・プログラムに基づき研修等を実施し、その効果や遵守状況の確認・検証を行う。
- 【リスク管理】リスク管理要領に基づき、リスクの洗い出しから検証・改善までの実施プロセスを構築することにより態勢強化を行う。
- 【資産管理】関連規程及びマニュアル等に基づく情報システムの安定稼働、個人情報等の情報管理及び資産保全の実施状況について適宜検証を行い、必要に応じて改善や研修を行う。
- 【危機管理】感染症のまん延や天災地変、システム障害等の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応するため、危機管理規程等の周知徹底、不断の見直し、継続的な教育・訓練及びその検証を行う。

反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力に対して、毅然たる態度で臨むという姿勢を当協会Webページ等を通じ引き続き明確に表明する。
- ② 弁護士、警察及び暴力追放愛知県民会議等との連携、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」及び「新聞・雑誌記事横断検索」の活用並びに研修の実施等により、反社会的勢力による不正利用や詐欺的行為の未然防止を図るなど対応を強化する。

ハラスメントの防止及び健康・幸せ経営の推進

風通しがよく働きやすい職場環境づくりに向け、パワーハラスメントを始めハラスメントにかかる周知啓発を強化し、未然防止に努める。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、ストレスチェック制度の活用等による職員の健康管理及び職場環境の改善・向上などにより、健康で幸せを実感できる組織風土の形成を図る。

広報活動の充実

既存の広報だけでなく、適宜新しい広報手段を検討しつつ、積極的かつタイムリーに情報発信を行い、協会の存在意義を積極的に示すとともに、事業活動等の理解の促進を通じて信頼の向上に努める。

人材の活躍推進

- ① 意欲と能力のある人材を確保し、研修等を通じて職員の業務遂行能力の向上、コミュニケーションスキル及び支援マインドの醸成を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨、支援することにより、職員のさらなるレベルアップを図る。
- ② 全国信用保証協会連合会等が主催する外部研修へ職員を積極的に参加させることにより、専門的知識の向上を図る。
- ③ 「女性活躍・子育て支援プログラム」の推進等により、働き方改革や女性の活躍推進、仕事と育児・介護の両立を支援するなど、ワーク・ライフ・バランスが図られ多様な人材が活躍できる、活気と働きがいのある職場づくりに努める。

業務の効率化等

- ① 業務評価制度、業務改善・新商品等提案制度などにより、職員の意欲・意識の向上を図るとともに、デジタル化など一層の業務効率化に取り組むことで生産性向上、経費削減を図る。
- ② 「中小企業支援・金融機関連携委員会」を定期的に開催し、各部門で講じている金融機関との連携や中小企業者へのさまざまな支援策等について組織横断的に共有を図るなど、内部の連携を一層強化する。
- ③ 保証利用状況や各種保証制度等を分析・検討し、資金ニーズに対応した保証制度の創設等を行うとともに、保証申込の電子化を始めとしたデジタル化に取り組み、業務の効率化と保証利用環境の整備・向上に努める。

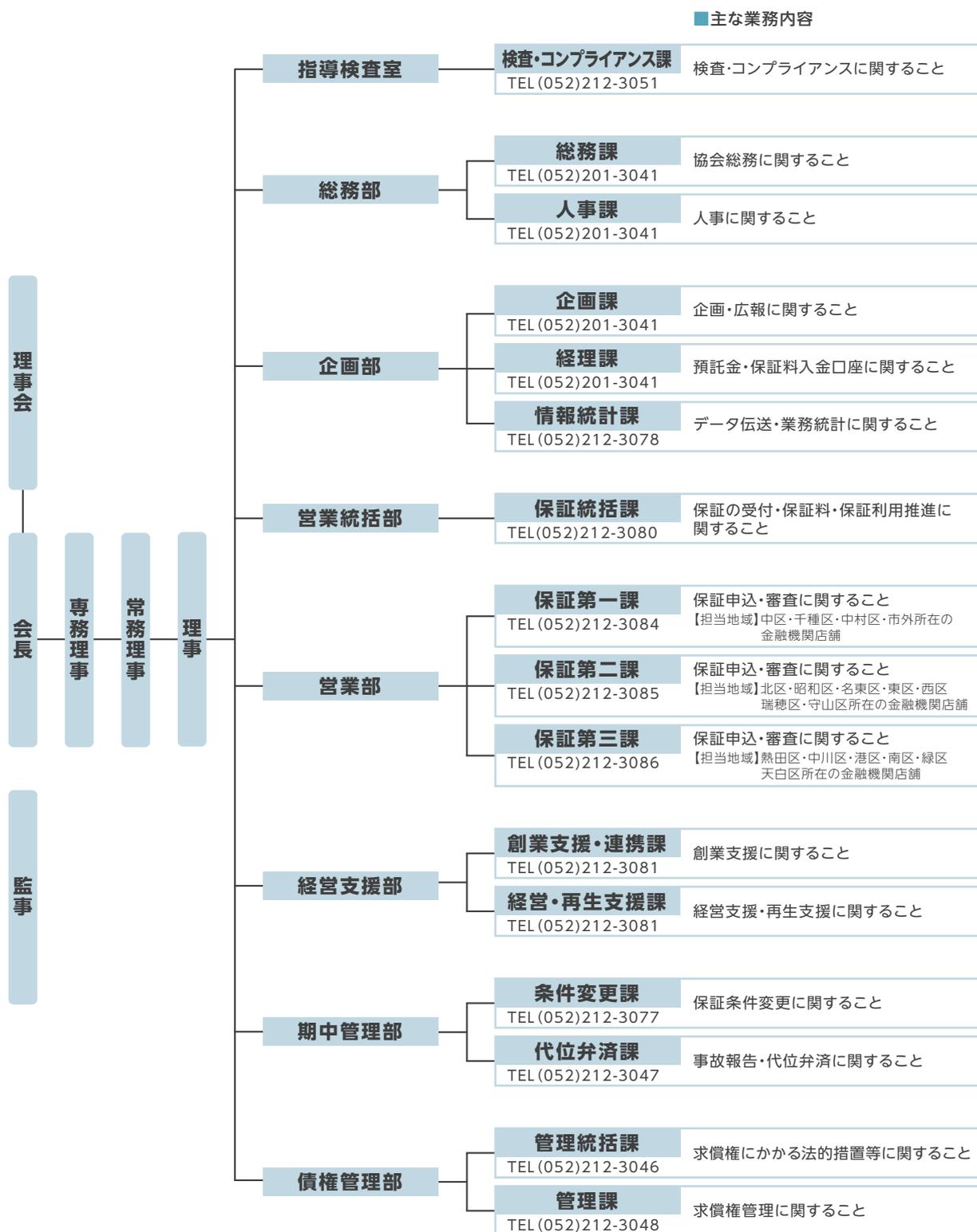
SDGsの推進

SDGs関連保証制度や社会貢献活動、環境保全の取組み等を通じてSDGsの推進を図ることで、「SDGs未来都市」名古屋の発展に貢献する。

地方創生等への貢献

大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協力等の取組みを実施するとともに、職員一人ひとりが協会を代表する意識の下情報発信を行い、地方創生等に一層の貢献を果たす。

機構組織



関連会社

■ 保証協会債権回収株式会社
 (コミュニケーションネーム:保証協会サービサー)
 本社/東京都中央区日本橋浜町
 設立/平成13年1月
 資本金/5億5,540万円(当協会出資:700万円)
 業務内容/債権管理回収業

■ 保証協会システムセンター株式会社
 (コミュニケーションネーム:コモンシステム)
 本社/東京都世田谷区用賀
 設立/平成18年4月
 資本金/7,100万円(当協会出資:100万円)
 業務内容/情報処理システムの企画、開発、運用、保守業務

まず相談してみてください!
力になります!



お客様総合相談窓口

☎ 052-212-3011

営業時間：午前9時～午後5時15分
(土・日・祝日および年末年始は除きます)



※地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩8分

当協会の有益な情報をいち早くお届けするため、LINE公式アカウントを開設しております。

保証制度のご案内やセミナー情報、採用情報等、幅広く情報発信しておりますので、ぜひご登録ください。

LINE
公式アカウント

友だち追加はこちら▼



中小企業者の良きパートナー
NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION
名古屋市信用保証協会

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目12番31号
TEL: (052) 201-3041 (代表) FAX: (052) 201-3085 (代表)